

# 女性求職者と県内企業のマッチング促進事業実施業務委託仕様書

## 1 事業名称

令和8年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト女性求職者と県内企業マッチング促進事業実施業務委託

## 2 目的

県内企業等における人材確保の一環として、女性の採用を促進するためには、女性求職者等の就職・再就職や、正規雇用へのキャリアアップがスムーズに実現するための支援や企業の環境づくりが必要である。

そこで、女性求職者等と企業等の交流の場を設け、ライフステージの変化に応じた働き方や能力発揮の先進事例紹介等を通じて双方の理解促進や意識の醸成を図り、マッチングを促進し、県内企業等の労働力確保につなげることを目的に実施する。

## 3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年1月29日（金）まで

## 4 対象者

### 【女性求職者等】

- (1) 企業で就職・再就職を希望している女性求職者等
- (2) 正規雇用・キャリアアップをめざす企業の女性就業者等

### 【企業・団体】

- (1) 女性の正規雇用を考えている県内に本社又は事業所がある企業・団体（以下「企業」という。）の経営者・人事労務担当者
- (2) 人材確保に係る課題を抱えている企業の経営者・人事労務担当者

## 5 委託業務の内容

受託者は以下の業務を企画し、実施すること。

事業内容や実施方法等については、提案内容を踏まえ、公益財団法人三重県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）と協議し、決定すること。

なお、事業を効果的なものにするため、本仕様書に記載されていない内容について提案に盛り込むことを妨げないものとする。

ただし、自由提案業務については、契約額の範囲内で実施すること。

三重県内企業等と女性求職者等のマッチングを促進するため、講演会、事例紹介、意見交換会を組み入れた交流会を対面とWEBを組み合わせたハイブリッド形式で三重県内において11月末までに1回以上開催すること。求職者及び参加企業から参加費や報酬等の徴収は行わないこと。

なお、開催にあたっては下記の業務を実施すること。

- (1) 基調講演の実施

女性活躍の取り組みの促進等につながる基調講演（テーマ、講師候補の選定）を企画し実施すること。

(2) 事例紹介、意見交換会の実施

企業と女性求職者等とのミスマッチ（仕事内容、必要なスキル、社風等）の解消につながる内容にすること。

なお、実施にあたっては以下ア～ウに留意すること。

ア 女性求職者等と企業が直接対話する形で意見交換できる構成にすること。

イ オンライン参加者の活発な意見交換ができるように企画し、実施すること。

ウ 女性求職者等が参加しやすい工夫をすること。

(3) 無料の託児サービスをつけること。

(4) 対象者への広報

広報は、以下のア～ウに留意して実施すること。

ア 専用ホームページの作成及び管理を行うこと。

ホームページは交流会の開催スケジュール等の情報を掲載し、公表すること。

交流会の参加者募集及び参加申し込みができるものにする。

イ SNSなどのWEB媒体を活用すること。

発信内容は産業支援センターと協議の上、決定すること。

ウ チラシ等の紙媒体にて広報を行うこと。作成にあたっては女性求職者等向けと企業向けの2種類作成すること。

(5) 女性求職者等と企業のコーディネート

交流会に参加した企業と女性求職者等のマッチングが促進されるように、事業終了日まで以下のア、イについて実施すること。

ア 交流会を通して女性求職者等が個別に企業との対話を希望する場合はコーディネートをすること。

イ 企業とのコーディネート希望者が増えるよう工夫すること。

(6) アンケートの実施

事業終了後、対象者へのアンケートを実施し、産業支援センターへ報告すること。調査項目については産業支援センターと協議し、決定すること。

## 6 事業の目標

女性求職者等20人以上、企業20社以上

## 7 その他、留意すること

SNS発信に当たっては、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

## 8 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）

1,350,800円（内消費税及び地方消費税 122,800円）

※消費税及び地方消費税は10%とする。

## 9 実施事業者の条件

- (1) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (3) 三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (5) 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

## 10 業務実施体制

### (1) 運営事務局の設置

運営事務局を設置し、組織体制を整えて必要な関係従業員の配置を行うこと。  
産業支援センターからの連絡には、常時対応できるように体制を整えること。

### (2) 実施体制表及び工程表の作成

受託者は委託契約後、速やかに本委託業務の実施体制を整え、実施体制表（企画提案書の様式2：業務実施体制）、工程表を作成し、産業支援センターの承認を得ること。

なお、これらに変更がある場合も産業支援センターの承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、産業支援センターとの協議の上で行うこと。

## 11 その他業務実施上の条件

- (1) 産業支援センターは、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに産業支援センターに報告し、産業支援センターの指示に従うこと。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに産業支援センターに移転するものとし、著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度産業支援センターと協議し、その指示に従うこと。
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存をしなければいけない。

## 12 業務委託料

### (1) 支払い

原則、精算払いとする。必要に応じて協議のうえ決定する。

## (2) 委託料の返還

委託先が委託契約の内容またはこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部または全部を解除し、委託料の支払い停止若しくは既に支払った委託料の額の一部を産業支援センターに返還する。

また、上記により契約を解除した場合は違約金を求める場合がある。

## (3) 委託料の減額

本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する。

### 1.3 経費算定上の留意事項

(1) 本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

(2) 受託者の社会保険料の算定は人件費の17%以下とする。

### 1.4 報告書類

#### (1) 実績報告書の提出

委託業務が完了した時は、事業実績報告書及び経費報告書を提出するものとする。報告内容は事業実施状況及び支出実績が確認できる内容とし、産業支援センターが求める資料を添付するものとする。

なお、実績報告書には下記のア～カの内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

ア 事業の概要

イ 委託事業の事業費及び人件費（支出に伴う証跡）

ウ 事業従事者の業務日報

エ 業務委託仕様書の事業内容に係る実施報告及び目標に対する実績

オ すべての支援活動における申込者の属性

カ その他必要と思われる資料として産業支援センターが指示するもの

#### (2) 中間報告

受託者は、産業支援センターが指定する時期に、中間報告として事業進捗状況及び経費執行状況を報告するものとする。中間報告では、以下のア～オを提出することとする。

ア 事業進捗報告書

イ 経費執行状況一覧

ウ 人件費内訳（見込み）

エ 業務日報

オ その他産業支援センターが必要とする資料

※中間報告時点では見込み額による報告も可とするが、最終実績報告時に精算を行う。

#### (3) 人件費の報告方法

人件費については、事業に従事した者ごとの実態に基づき算出し、以下のア～オの事項を明らかにした内訳書に様式5（人件費報告書）を添付の上、提出するものとする。

ア 従事者名

イ 時間単価または日額単価（単価の算出根拠については提出もしくは提示を求める）

ウ 従事時間または従事日数

エ 人件費算出額

オ 従事者の業務日報

なお、人件費は実際の支払い実態と整合していることを前提とする。

(4) 提出または提示を求める場合がある証憑書類

人件費の妥当性確認のため、以下の資料の提出または提示を求めることがある。

ア 雇用契約書、委嘱契約書等の単価根拠資料

イ その他委託者が必要と認める資料

※個人情報保護の観点から必要な範囲での開示とする。

(5) 確認方法

産業支援センターは、人件費の妥当性確認のため、書面確認のほか、必要に応じ帳簿等の現認または説明を求めることができる。

(6) その他

経費報告全般については、関係法令および監査対応を踏まえ、産業支援センターの指示に従うものとする。また、報告にあたっては、任意の様式に証拠書類を添えて紙媒体及び電子媒体にて産業支援センターへ提出する。

## 1.5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託または請け負わせることはできない。業務の一部を再委託しようとする際は、産業支援センターの承認を得なければならない。

また、金銭等を支給し、集客及び動員を行うことは認めない。

(3) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

ア 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

㊦ 断固として不当介入を拒否すること。

㊧ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

㊨ 当方に報告すること。

㊥ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当方と協議を行うこと。

イ 受託者がア④又は㊥の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

#### (5) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、産業支援センター個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。

#### (6) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### 1.6 受託上の留意点

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。

(2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても産業支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと。

(3) 本事業の契約にあたっては、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用するものとする。

### 1.7 その他

(1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする。

(2) 提出された各企画提案資料は返還しない。

(3) 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については産業支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする。

(4) 本業務の関連書類については、事業完了後5年間保存しなければならない。

### 1.8 担当部署

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

雇用プロジェクト推進課 地域活性化雇用創造プロジェクト

石垣

電話 059-253-1260

FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp